産廃処理業事業報告書 よくある質問集

- 1 (特別管理)産業廃棄物の収集運搬業事業報告書(様式1)について
- Q1 収集運搬業のみを営んでいるが、どの様式を作成するのですか?
- A1 様式1(収集運搬の実績)のみ作成してください。様式2(中間処理、最終処分の 実績)は作成する必要はありません。
- Q2 何を記入するのですか?
- A2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、他者から委託を受けて取扱った産業廃棄物のうち、茨城県の(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可に係る実績を記入することになります。具体的には以下のものが該当します。
 - ① 茨城県内で排出された産業廃棄物を茨城県内の処分場等に運んだ場合
 - ② 茨城県外で排出された産業廃棄物を茨城県内の処分場等に運んだ場合
 - ③ 茨城県内で排出された産業廃棄物を茨城県外の処分場等に運んだ場合

なお、<u>自社運搬(自社が排出事業者である廃棄物を運搬したもの)、一般廃棄物の</u>収集運搬の実績、茨城県の許可が不要な実績(茨城県外で産業廃棄物の積卸したもの)については記載不要です。

- Q3 昨年度中に許可が切れたが、実績の報告は必要ですか?
- A3 昨年度中に一日でも本県の許可を有していた場合は、実績の報告をしていただく必要があります。
- Q4 実績がない場合は提出しなくても良いのですか?
- A4 実績がない場合は、「住所」「氏名又は名称」「電話番号」「担当者の氏名」「許可の年月日」「許可番号」を記入のうえ、どこでもよいので報告書の余白に大きく「<u>実績</u>なし」と記載して報告してください。
- Q5 解体業だが、自社で解体したものを自分で運んだ場合は実績に含めるのですか?
- A5 建設工事に伴い生じる廃棄物は、元請業者が排出事業者になります。

よって、元請けで解体した場合は、自社の廃棄物を運搬する(自社運搬)ことになり、許可が必要ない行為なので、実績に含めません。

しかし、下請けで解体した場合には、元請業者の廃棄物を運搬することになるので、 実績に含まれます。

- Q6 「廃棄物コード」とは何ですか?
- A6 同封した別紙1「廃棄物コード表」を御覧ください。
- Q7 様式1の「排出事業者」「運搬先」「委託先」(委託先については再委託をした場合のみ)の氏名又は名称、及び所在地の記載は必要ですか?
- A7 「排出事業者」「運搬先」「委託先」の<u>氏名又は名称の記載は不要です。</u> 所在地については、**都道府県名のみ**を記載してください。

2 (特別管理) 産業廃棄物の処分業事業報告書(様式2) について

- Q1 収集運搬業の他に処分業もやっている場合どの様式を作るのですか?
- A1 様式1、様式2両方を作成することになります。特に様式2は処分量の詳細についての報告と処理施設別の集計量の2種類の報告書になっていますのでどちらも作成してください留意願います。
- Q2 「廃棄物コード」「施設コード」とは何ですか?
- A2 「廃棄物コード」は同封してある別紙1「廃棄物コード表」、「施設コード」は別紙 2「施設コード表」をもとに記載してください。
- Q3 様式2の「排出事業者」「委託先」(委託先については再委託をした場合のみ)の氏名又は名称、及び所在地の記載は必要ですか?
- A3 「排出事業者」「委託先」の<u>氏名又は名称の記載は不要です。</u> 所在地については、都道府県名のみを記載してください。

3 共通事項

- Q1 昨年度と様式は異なりますか?
- A1 様式の変更はありません。
- Q2 現在、更新許可申請の手続き中ですが、報告書に記載する許可の年月日はどう記入 すればいいですか。
- Q2 更新許可申請書に添付いただいた許可証の許可年月日を記載してください。
- Q3 令和2年4月1日に水戸市が中核市になりましたが、これに伴う変更点はありますか。
- A3 水戸市内に産廃処理施設がある場合や、水戸市から産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けている場合は、水戸市への事業報告書の提出が必要となります。詳しくは、水戸市廃棄物対策課(Tel 029-291-6917)までお問い合わせください。
- Q4 様式が足りません。様式はHPのどこに掲載されていますか?
- A4 様式及び記入例については、茨城県廃棄物規制課のホームページからもダウンロードすることができます。
 - ※ 検索サイトにて「茨城県」と検索 > 茨城県のHP > 「本庁各課・出先機関」をクリック >「県民生活環境部」をクリック > 本庁欄の「廃棄物規制課」をクリック (県民生活環境部の概要の欄ではありませんので、ご注意ください)>新着情報欄の
 - 「令和5年度産業廃棄物処理業事業報告書提出のご案内」をクリック、または下記サイトへ直接アクセスしてください↓

https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/haitai/fuho/fuho-toki/2023houkoku.html

- Q5 許可番号というのはどこをみれば分かりますか?
- A5 「許可番号」は許可証右上記載の10又は11けたの許可番号です。
- Q6 産業廃棄物収集運搬業(処分業)と特別管理産業廃棄物収集運搬業(処分業)の2 つの許可を持っている場合まとめて記載して良いのですか?
- A6 両方の許可を有する場合は、別々に2つの報告書を作成してください。
- Q7 取引先ごと、マニフェストごとに実績を記入する必要はありますか。
- A7 産業廃棄物の種類ごと、排出事業場及び運搬先の都道府県ごとに実績の合計量を記入してください(取引先ごと、マニフェストごとの内訳を記入する必要はありません。)。
- Q8 うちでは単位を㎡で管理しています。㎡で報告はできますか?
- A8 ㎡で管理している場合には、次の式により t (トン) 換算してください。 なお、小数点第 2 位まで記載してください(第 3 位以下は四捨五入)。

t 換算式 トン(t) = a $m^3 \times$ **別紙1「廃棄物コード表」の換算係数** a:産業廃棄物の実績量(m^3 (立方メートル)を単位としたもの)

- Q9 蛍光灯は水銀使用製品産業廃棄物で、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くずの混合廃棄物ですが、品目は何に該当しますか?また、水銀使用製品産業廃棄物である旨を、事業報告書に記す必要がありますか?
- A9 混合廃棄物で、品目ごとの振り分けが難しいものの場合は、主たる一品目としてご記入ください。例として挙げた蛍光灯の場合、一番主たる品目であるガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くずとして記入してください。

なお、「水銀使用製品産業廃棄物」や「自動車等破砕物」「石綿含有産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」の別を、事業報告書で記入する必要はありません。

- Q10 電子マニフェストを使用している場合でも、実績を報告する必要がありますか。
- A10 電子マニフェスト分についても報告が必要です。
- Q11 提出に当たっての注意点は?
- A11 廃棄物規制課あてに報告書を郵送するか、電子ファイル(Excel、pdf)で提出する場合には、いばらき電子申請・届出サービスを利用しますので、下記 URL からアクセスしてください(産業廃棄物管理票交付等状況報告書とは提出先が異なりますのでご注意ください。)。

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=55 116

副本に受付印が必要な場合には、副本及び返信用封筒(切手貼付済み)を必ず同封 してください。

<u>同封されていなかったり、必要な分の切手が貼付されていない場合には、副本の返</u>送はいたしませんので御了承ください。

なお、廃棄物規制課まで報告書を御持参いただいても構いません。